

## 社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有する学修の認定実施要項

令和 6 年 10 月 11 日  
総合教育政策局長決定

### 1. 目的

「社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修の基準」（令和 6 年 10 月 10 日文部科学大臣決定。以下「基準」という。）4（2）に基づき、文部科学大臣が学修の認定を行う際の手続等について、以下のとおり定める。

### 2. 大臣認定学修の申請

大臣認定学修の認定を受けようとする申請者は、原則として、認定を受けようとする年度の 3 ヶ月前までに、別紙様式 1 に定める大臣認定学修申請書（以下「申請書」という。）を文部科学大臣に提出するものとする。

### 3. 大臣認定学修の認定

文部科学大臣は、申請書に記載された内容が基準を満たしている場合に、認定を行うものとする。

### 4. 大臣認定学修の変更

申請者は、大臣認定学修の実施内容を変更しようとする場合（一部の大臣認定学修の廃止を含む。）、別紙様式 2 に定める変更に係る申請書を提出し、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、大臣認定学修の実施内容に影響のない軽微な変更については、あらかじめ届出を行うものとする。

### 5. 大臣認定学修の修了認定等

- （1）申請者は、大臣認定学修を修了した者に別紙様式 3 に定める修了証書を発行するものとする。
- （2）申請者は、大臣認定学修の修了者の名簿その他の関係書類について、当該学修の実施期間が終了した翌年度から 5 年間以上保存するものとする。

## 6. 大臣認定学修の実施状況報告等

- (1) 申請者は、大臣認定学修の各年度の実施状況について、当該学修の実施期間が終了した日から30日以内、もしくは、年度末日のいずれか早い日までに別紙様式4に定める実施状況報告書を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ申請者に大臣認定学修の実施の状況の詳細について報告を求めるとともに、その実施の状況が基準に反すると認められる場合は、是正を勧告することができる。

## 7. 大臣認定学修の廃止

申請者は、全ての大臣認定学修を廃止する場合、別紙様式5に定める廃止届を提出するものとする。

## 8. 大臣認定学修の取消し

文部科学大臣は、大臣認定学修が次の各号のいずれかに該当する場合、認定を取り消すものとする。

- ① 大臣認定学修が廃止された場合
- ② 申請書の内容に虚偽があった場合
- ③ 6.(2)による勧告にもかかわらず、大臣認定学修が基準を満たしていない状態となった場合
- ④ 上記のほか、大臣認定学修の実施主体において、文部科学省の信用を傷つける行為が認められた場合

## 9. 大臣認定学修の公表

文部科学省は、大臣認定学修について、申請者、学修の名称、社会教育主事講習科目の相当する科目、その他必要な事項についてインターネットにより公表するものとする。